

国民年金保険料控除証明書が送られます

毎年暮れになると、その年の所得税や住民税の過不足を調整するため「年末調整」や、翌年には「確定申告」を行います。国民年金の保険料納付額は「社会保険料控除」の対象となります。この「社会保険料控除」を受けるには保険料を納めたことを証明するものを添付しなければなりません。

そこで、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が社会保険庁より送付されますので、年末調整や確定申告の際にご利用ください。

なお、控除証明書の実施に伴い、「口座振替済額通知書」「納付受託機関で収納した保険料の領収済通知書」は廃止されています。

●11月に送付される方

1月1日から9月30日までの間、国民年金保険料を納付された方

●2月に送付される方

10月1日から12月31日まで間、初めて国民年金保険料を納付された方

問合せ 住民福祉課

電話 82-1221

こどもへのインフルエンザ（季節性・新型）予防接種を補助します

村では、11月（10月に接種したものを含む。）から平成22年4月1日現在において、満1歳以上義務教育修了までの者を対象としたインフルエンザ予防接種の補助を行います。こどものインフルエンザ感染予防と、保護者の経済的負担軽減を目的としています。1回の接種につき、3千円を同一年度内に2回まで補助します。（ただし、1回あたりの接種金額が3千円未満の場合はその額とします。）

接種後、村の補助金交付申請書に領収書を添付して、住民福祉課または保健センターに提出してください。対象者には直接申請書等を送付済です。

問合せ 住民福祉課

電話 82-1221

または保健センター

電話 82-1557

秋の全国火災予防運動 11月9日(火)～15日(月) 「消したかな」 あなたを守る 合言葉

◆重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (4) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

◆防火ポスター展

とき 11月9日(火)～15日(月) 開館時間内
ところ 小川町民会館 1階ロビー
内容 火災予防をテーマにした小学4年生の作品

◆防火ポスター表彰式

とき 11月13日(土)
午前9時30分～10時30分
ところ 小川町民会館 2階ホール

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

- 1 寝タバコは、絶対やめる。
- 2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 5 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 6 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- 7 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問合せ 小川消防署指導係 ☎72-3565

比企広域消防本部ホームページ

<http://www.hiki-saitama.jp/119/>

～11月は 児童虐待防止 推進月間です～

「見すごすな 幼い子どもの SOS」

児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待防止対策への取組の推進のために、厚生労働省では、児童虐待防止法の施行日（H12.11.20）にちなんで、平成16年度から11月を「児童虐待防止推進月間」と定めました。

本村でも、要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るため、平成17年度に東秩父村要保護児童対策地域協議会を設置し、この問題に対応しています。虐待に関する相談や通告は住民福祉課（☎82-1221）へお寄せください。

子どもを虐待から守るための5カ条

- 1、「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告してください）
- 2、「しつけのつもり…」は言い訳（子どもの立場に立って教育しましょう）
- 3、ひとりで抱え込まない（あなたにできることから即実行しましょう）
- 4、親の立場より子どもの立場（子どもの事を最優先しましょう）
- 5、虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではありません）